

学校法人花田学園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人花田学園（以下「学園」という。）の役員（理事及び幹事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 原則として無報酬とする。ただし、業務の実態により、実質負担相当額を役員等報酬として支給することがある。

(1) 外部役員等（学園にて給与等を受けていない役員等）は、本学園の理事会に出席する場合のほか、文部科学省・厚生労働省の主催するセミナーに参加する場合は、役員等報酬として社会通念上適切な額を支給する。

(2) 内部役員等（学園にて給与等を受けている役員等）には、本規程に基づく報酬は、支給しないものとする。

(出張旅費の支給)

第3条 役員等が、職務のために出張した場合は、学校法人花田学園旅費規程に準じて旅費（運賃、宿泊費、日当等）を支払う。

(1) 理事、監事は、学校法人花田学園旅費規程の「理事」の区分とする。

(2) 評議員については、学校法人花田学園旅費規程の「その他部長職以上の者」の区分とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 外部役員等に対しては、原則、業務執行の都度、現金にて支給する。なお、同月に種々の業務が重なる場合は、月末締、翌月20日（20日銀行休業日の場合は前営業日）支払いとすることがある。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月29日から施行する。